

○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員条例

制 定 平成19年8月7日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に事務局を置く。

(定期監査)

第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度期日を定めて行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその期日を広域連合長及び監査を受ける機関の長（以下「広域連合長等」という。）に通知しなければならない。

(随時監査)

第4条 監査委員は、法第199条第2項、第5項及び第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめその期日を広域連合長等又は当該監査を受ける者に通知しなければならない。ただし、監査委員において、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第5条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(決算及び証書類等の審査)

第6条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に広域連合長に提出しなければならない。

(現金出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による現金の出納検査は、毎月20日からその月の月末までの間に前月分の出納について行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(公表の方法)

第8条 監査委員が行う公表は、告示により行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。